

北陸信越運輸局 長野運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

| | | | |
|------------------------------|---------|-------|----------|
| 氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所 (住たる事務所) | | 開始予定日 | 平成 年 月 日 |
| ふりがな | | | 印 |
| 氏名又は名称 (住たる事務所の名称) | (通称名:) | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 住所 (住たる事務所の位置) | | | |
| 電話番号 | | | |

事業計画の内容 (住所と同じ場合は、欄にチェックを入れる)

営業所の名称及び位置

| | |
|------|-------|
| 営業所名 | 位置 |
| | 住所と同じ |

事業用自動車の種別ごとの数

| | 車両数 | 乗車定員 | | 車両数 | 乗車定員 | | 車両数 | 乗車定員 |
|-------|-----|------|-------|-----|------|----|-----|------|
| 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 |

自動車車庫の位置及び収容能力

| | | |
|-------|----------|----------------|
| 位置 | 営業所からの距離 | 収容能力 |
| 住所と同じ | m | m ² |

乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

| | |
|-------|----------------|
| 位置 | 収容能力 |
| 住所と同じ | m ² |

運送約款 (該当する欄にチェックを入れる)

標準貨物軽自動車運送約款 (平成15年国土交通省告示第171号)

標準貨物軽自動車引越運送約款 (平成15年国土交通省告示第172号)

その他運送約款

運行管理体制を記載した書面

| | |
|--------|------------|
| 所属営業所名 | 運行管理の責任者氏名 |
| | |

北陸信越運輸局 長野運輸支局長 殿

宣誓書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所

氏名
(名称)

印

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合に、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「住所と同じ」のところにレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽貨物自動車で霊柩及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊柩)とは、軽貨物自動車で霊柩自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のもです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「住所と同じ」のところにレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の にレ点してください。なお、この場合は、当該運送を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営届出書補助様式

| 事業計画の内容 | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------|-----|------|-------|-----|----------|----------------|----------------|------|--|
| 営業所の名称及び位置 | | | | | | | | | | |
| 営業所名 | | 位置 | | | | | | 運行管理責任者 | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 事業用自動車の種別ごとの数 | | | | | | | | | | |
| | | 車両数 | 乗車定員 | | 車両数 | 乗車定員 | | 車両数 | 乗車定員 | |
| 1 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 2 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 3 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 4 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 5 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 6 | 軽(普通) | 両 | 名 | 軽(霊柩) | 両 | 名 | 二輪 | 両 | 名 | |
| 自動車車庫の位置及び収容能力 | | | | | | | | | | |
| 位置 | | | | | | 営業所からの距離 | 収容能力 | | | |
| 1 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 2 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 3 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 4 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 5 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 6 | | | | | | 営業所に同じ | m | m ² | | |
| 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力 | | | | | | | | | | |
| 位置 | | | | | | | 収容能力 | | | |
| 1 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |
| 2 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |
| 3 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |
| 4 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |
| 5 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |
| 6 | | | | | | 営業所に同じ | m ² | | | |

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについては、その公正の確保と透明性の向上を図るため、下記によることとしたので公示する。

平成18年8月30日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 竹橋 和夫

記

1. 貨物軽自動車運送事業の経営届出について

当該事業を經營しようとする者は、あらかじめ、貨物自動車運送事業法施行規則第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類を提出することとし、受理に際しては、その内容を確認するとともに、次の事項について、それぞれの要件を充足した適切な内容であることを確認するものとする。

(1) 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゆう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

(2) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- ② 計画車両のすべてを収容できるものであること。
- ③ 使用権原を有すること。
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(3) 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

(4) 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たって、その旨を記載させ、約款の添付は不要とする。

(5) 軽自動車の構造等

届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

(6) 管理体制

過労運転及び過積載の防止、安全運行の確保等、適正な管理体制が整っているものであること。

2. 運賃及び料金について

運賃及び料金の設定届出書については、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、設定又は変更後30日以内に提出することとする。

なお、当該届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。

3. 届出事項の変更について

1. に準じて取り扱うこととする。

附 則

この取扱いは、平成18年8月30日から北陸信越運輸局長野運輸支局において受理する届出について適用する。

なお、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年3月28日付け公示11号）は平成18年8月29日限りで廃止する。